

第3-（10）金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託（強制執行による差押えが先行する場合）

供託ねっと
供託かんたん申請



Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号		
	氏名又は法人名	甲山太郎		会社法人等番号（供託者） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	☒ 入力なし ☐ 代表者 ☐ 代理人		会社法人等番号（代理人） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地			
	氏名又は法人名			
法令条項		備考欄記載のとおり		
供託の 原因たる事実	供託者は、甲県丙市丁町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和元年5月30日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務（弁済期：令和2年4月30日、弁済場所：乙野次郎住所）を負っているが、これについて下記記載のとおり、強制執行による差押えと滞納処分による差押えとが競合したので、債権の全額である金100万円を供託する。 記 1 強制執行による差押えの表示 〇〇地方裁判所令和2年（ル）第273号、債権者乙県丁市内町三丁目3番3号丙村三郎、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和2年4月23日送達。 2 滞納処分による差押えの表示 甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（平成30年度所得税額金40万円、延滞税額金5万円、合計額金45万円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金45万円、令和2年4月25日差押通知書送達。			
供託金額	1000000 円			
☐ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権				
☐ 反対給付の 内容				
☐ 送付する添付書面あり				
☐ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。				
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行				

後3か月以内のものに限る。)を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、 登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)を提示していただく必要があります。	
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、 返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'(ハイフン)は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号(供託者)欄・会社法人等番号(代理人)欄に入力した 会社法人等番号は入力しないでください。
備考	法令条項 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信(連絡・コメント)欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る(供託申請メニュー)